

露店で火気使用器具を使用する際は、 消火器の設置が必要です！！

平成26年7月1日から

■ 消火器の設置について

多数の者が集合する催しで対象火気使用器具等（注）を使用する場合には、屋内外を問わず、**消火器の設置**が必要です。

- ① 使用する対象火気器具等に適応した消火器を設置してください。（住宅用消火器を除く）
※ABC粉末消火器は、普通火災、油火災、電気火災の全てに適応していますので、当該設置を推奨します。
- ② 消火器は、対象火気器具ごとに1本以上ずつ設置してください。ただし、同一店舗等（複数の店舗にまたがる場合も含む。）で使用に支障がなく、初期消火を有効に行うことができる場合は、当該消火器を兼用することができます。
- ③ 設置場所は、当該対象火気器具を使用する店舗内等使用に際して支障がない場所とし、当該対象火気器具から1の消火器までの歩行距離を20m以内としてください。

（注）対象火気器具とは？？

（注）対象火気器具等とは、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具のことです。

例：ガスグリル、コンロ、フライヤー、電熱器、炭火焼き鳥器、蒸し器、石油ストーブ、電気ストーブ、携帯発電機等



■ 露店の開設届出について

多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、**概ね7日前**までに所轄消防署への届出が必要です。



◎ 詳細については、催し物開催地を管轄する消防署へお問合せください。

【問合せ先】

※（ ）内が管轄区域となります

- 宇城広域連合消防本部予防課
TEL 0964-22-6222
- 宇城広域連合北消防署（宇土市（網津・網田地区を除く））
TEL 0964-22-6247
- 宇城広域連合北消防署美里分署（下益城郡美里町）
TEL 0964-47-1255
- 宇城広域連合北消防署網田分署（宇土市網津・網田地区）
TEL 0964-27-0190

- 宇城広域連合南消防署（宇城市松橋町・不知火町）
TEL 0964-32-2825
- 宇城広域連合南消防署三角分署（宇城市三角町）
TEL 0964-52-2222
- 宇城広域連合南消防署豊野分署（宇城市豊野町）
TEL 0964-45-3778
- 宇城広域連合南消防署小川分署（宇城市小川町）
TEL 0964-43-6119